

## 重要事項説明

**つぼみ保育園 重要事項説明書**

**1 施設運営者**

名称	富田ケアセンター 有限会社
代表者氏名	山中 祥吉
所在地	倉敷市玉島道口2754-1
電話番号	086-522-8511
設立年月日	令和元年 7月1日
定款の目的に定めた事業	保育事業

**2 事業の目的、保育方針**

事業の目的	<p>① 児童福祉法に基づき、小学校就学前の子供（ただし、4月1日時点で満3歳未満児に限る）に対する教育並びに、保育を実施するとともに、保護者に対する子育て支援事業を行う。</p> <p>② 病児保育事業実施要綱に基づき、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施する。</p>
保育方針	<p>① 暖かい触れ合いの中で、健やかな心と体の発達を促します。</p> <p>② お友達や身近な大人との信頼関係を育て、人とかかわる力の基礎を培います。</p> <p>③ 本物との出会いを大切にしながら、知的好奇心を満たし、探究心を養うことのできる保育環境を整えていきます。</p> <p>④ 受容的・応答的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちの芽生えを助長します。</p> <p>⑤ 豊かな感性や表現する力を養い、創造性や創造力を高めます。</p>

**3 施設の概要**

施設の種類	企業主導型保育事業・病児保育事業（体調不良児対応型）
施設の名称	つぼみ保育園
開設年月日	2019年（令和元年）6月22日 プレオープン 2019年（令和元年）7月1日 正式オープン
施設の所在地	倉敷市玉島道口2857-3
連絡先	086-423-7885
管理者	園長 藤井美香
利用定員	総定員 19人（自社枠：6名 連携企業枠：9名 地域枠：4名） 0歳児定員 6人 1歳児定員 6人 2歳以上児定員 7人
病児保育	3～4人
職員数	11人（最大常駐数は8人）

囑託医	仁科小児科・内科医院 氏名：仁科 晃 TEL：086-522-5125 住所：倉敷市玉島阿賀崎945
	ひまわり歯科医院 氏名：守屋 啓吾 TEL：086-446-6400 住所：倉敷市西阿知町西原 8 2 7 - 2

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで（病児保育も同様）	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時00分から午後8時00分までの範囲内で保育を必要とする時間
	病児保育時間 （体調不良児対応型）	午前8時30分から午後5時30分までの範囲内で病後児保育を必要とする時間

#### 5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1 3 0 3 . 3 0 m <sup>2</sup>	
建物	構造	軽量 鉄骨造	
	延床面積	2 0 5 . 8 6 m <sup>2</sup>	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室0～2歳児	1室	6 3 . 2 3 m <sup>2</sup>
	調理室	1室	1 4 . 9 4 m <sup>2</sup>
	看護室兼事務室	1室	1 6 . 6 2 m <sup>2</sup>
	園児用・病後児用トイレ	各1室	1 3 . 3 3 m <sup>2</sup>
	風呂	1室	浴室 3.08m <sup>2</sup> 脱衣場 2.37m <sup>2</sup>
	職員用トイレ	2室	4 . 2 2 m <sup>2</sup>
	病児保育室	1室	1 1 . 9 2 m <sup>2</sup>
	安静室	1室	6 . 8 2 m <sup>2</sup>
	園庭	有	8 0 . 1 2 m <sup>2</sup>
	玄関	1室	9 . 0 0 m <sup>2</sup>

#### 6 職員の状況（2019年7月1時）

職種	常勤	常勤者の資格	職種	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	保育士証	保育士	1人	保育士証
保育士	5人	保育士証	調理員	1人	管理栄養士
看護師	1人	正看護師	保育補助	1人	
事務員	1人				

本園では児童福祉法の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

## 7 提供する保育等の内容

本園は、企業主導型保育事業に関する要綱・要項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）並びに認可外保育施設指導監督基準等を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

### (1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

### (2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは入園のしおりに記載のとおり。

### (3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動に源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。 旬の食材を積極的にとりいれています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食物アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 相談の上、除去等の必要な対応をとります。

### (4) 健康診断

#### ① 健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については個別にお知らせします。

#### ② 身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。

結果については、出席カード／連絡帳に記載します。

#### ③ 歯科検診

年に1回、嘱託歯科医が検診します。結果については個別に手紙でお知らせします。

### (5) その他

子育て支援事業の実施

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施

妊産婦への健康指導事業の実施

## 8 利用料金

### (1) 保育に係る利用者負担（保育料）

本園に対し、指定する保育料をお支払い頂きます。

### (2) 保育料

本園に対し、指定する保育料をお支払い頂きます。

自社枠 20,000円/月

関連企業枠 25,000円/月

地域枠 35,000円/月

無償化対象者は0円です。（0、1、2歳児で非課税世帯の方は無償化対象となります）

※自社従業員の子又は孫については、自社保育料扱いとする。

3歳以上で地域枠の方は支給認定証が必要となります。

### (3) 教育・保育に係る上乗せ徴収及び実施徴収

(1) に掲げる保育料のほか、上乘せ徴収及び実施徴収として下記の費用を負担していただきます。

項 目	金 額	
夕食代	一回につき	300円
英語	月 額	500円

→ 特別な保育サービスを提供する為

## 9 支払方法

園が指定する方法、詳細は入園のしおりに記載

## 10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 新年度4月1日の年齢が6歳を上回る場合。
- (2) 3号認定のこどもの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 児童の保護者が園内にて又は他の児童の保護者に対し政治活動・宗教活動等の活動を行い、かつ、当園からの中止要請を受けたにも関わらず継続したと当園が判断したとき。
- (4) 児童の保護者が園内での暴言・非常識な発言等、当園の職員に対し対等な態度をとらず、かつ、その改善が見られないと当園が判断したとき。
- (5) 児童に重度の食物アレルギーが判断し、当園での保育が適切でないと当園が判断したとき。
- (6) 児童に身体又は精神に関する障害等が判明し、当園での保育が適切でないと当園が判断したとき。
- (7) 児童の保護者が支払うべき入園料・保育料・延長保育料等を支払わず、支払期日から2か月を経過してもなお支払いがなかったとき。
- (8) 児童の保護者が近隣の商店・事業所・住居・道路等に対し、暴言・暴力・汚物のまき散らし等の非常識な言動を行い、かつ、その言動に改善が見られないと当園が判断したとき。
- (9) 児童の保護者が範社会的勢力または反社会的勢力に関与している者であると当園が判断したとき。
- (10) 児童の保護者が本園の方針に従わないと当園が判断したとき。
- (11) 本重要事項説明書に係る「重要事項説明書に関する同意書」に同意頂けないとき。
- (12) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたと当園が判断したとき。

## 11 退園規約

- (1) 一度ご入金いただいた費用については、一切返金はいたしかねます。また、退園については原則として、退園予定日の前々月末日までに必要な書類と合わせてご提出ください。尚、それを過ぎたご申告の場合で請求書発行日（毎月 末日）にご請求した分の費用についてはいかなる事由があろうともお支払いいただきますので予めご了承ください。
- (2) 月極保育の退園・休園手続き
  - ・引越しや仕事の都合など諸事情により、退園・休園する場合、保護者はあらかじめ担当講師にご相談された上、指定の届書をご提出ください。休会・退会の届出は前々月末日までお願いいたします。それ以降に通知した場合には、保護者は事業所に翌月の保育料を全額支払います。保育料に、未納金がある場合にも全て完納するものとします。また、保育料の返還は行いません。
  - ・休園中は月極保育料の半額を請求いたします。上記の報告がない方に関しては翌日分の月

極保育料金全額を納入していただきます。

例1) 家庭の事情で8月のみを休園したい場合→6月末日までに休会の手続きをお願いいたします。

例2) 10月から退会したい場合→8月末日までに退会の手続きをお願いいたします。

## 12 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 13 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社・保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保護者負担	300円

保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

賠償責任保険：あいおいニッセイ同和損保

傷害保険：日本スポーツ振興センター災害給付

負傷当に対する医療給付金額：30,000,000円

死亡給付金額（上限額等）：30,000,000円

※詳しくは、日本スポーツ振興センターホームページにてご確認ください。

## 14 非常災害時の対策

消防計画の作成	防火管理者：藤井 美香
防災設備	消火器・AED・防犯カメラ
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

## 15 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 藤井 美香
-------------	----------

## 16 要望 苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付	マネジメントリーダー 徳永 順子 086-436-7885	
解決責任者	園長 藤井 美香 086-436-7885	
運営会社本部	役職 部長 横田 健作	連絡先 086-526-5900
	役職 社長 山中 祥吉	
第三者委員	田尻 幸子 富田地区社会福祉協議会副会長	086-525-3469
受付方法	文書・電話・電子メール・面接等により受付します。	

## 17 関係機関連絡先

倉敷市役所 子ども未来部	086-426-3311
玉島支所 福祉課	086-522-8118
玉島警察署	086-522-0110
玉島消防署	086-522-3515
岡山県倉敷児童相談所	086-421-0991